

平成30年 2 月 2 3 日提出

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和25年告示
第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「818,000円」を「819,000円」に、「744,000円」を
「745,000円」に、「674,000円」を「675,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提出理由）

熊本市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の議員報酬を改定するた
め、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。